

(別紙)

## 【リハビリタウンくじ施設入所サービス料金表(共通)】

令和6年4月改定

## 1. 介護保険給付によるサービス費(1日あたりの料金)

施設サービス費 (基本料金)	体制	従来型施設			ユニット館			内 容
		従来型個室 【基本型】			ユニット型個室 【基本型】			
	介護度	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1	717円	1,434円	2,151円	802円	1,604円	2,406円	◎従来型個室は本館2階全居室と、3階西、北ユニットの居室となります。 ◎ユニット型個室は本館3階東・南ユニットの居室と新館全居室となります。	
要介護2	763円	1,526円	2,289円	848円	1,696円	2,544円		
要介護3	828円	1,656円	2,484円	913円	1,826円	2,739円		
要介護4	883円	1,766円	2,649円	968円	1,936円	2,904円		
要介護5	932円	1,864円	2,796円	1,018円	2,036円	3,054円		

施設サービス費 (加算料金)	1割負担			2割負担			3割負担			内 容
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	夜間における手厚い看護・介護の職員配置を行っています。						
リハビリテーション マネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円	106円	159円	医師、療法士が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、実施計画の内容を厚生労働省に提出しています。						
リハビリテーション マネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円	66円	99円							
短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	258円	516円	774円	入所後3ヵ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、1ヶ月に1回以上身体機能の評価を厚生労働省に提出、計画の見直しを行った場合に加算されます。						
短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	200円	400円	600円							
認知症短期集中 リハビリテーション加算(Ⅰ)	240円	480円	720円	認知症であり、生活機能の改善が見込まれると判断された利用者へ、入所後3ヵ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。						
認知症短期集中 リハビリテーション加算(Ⅱ)	120円	240円	360円							
認知症ケア加算	76円	152円	228円	日常生活に支障をきたす症状又は行動が認められ、医師より認知症専門棟にて認知症に対応した介護が必要と判断された場合に加算となります。						
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	6円	9円	厚生労働省で定めた認知症介護に関わる専門的な研修を終了している職員が配置されています。						
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	8円	12円							
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円	300円	450円	入所者総数のうち、認知症の診断を受けている割合が1/2を超えている場合で、厚生労働省で定めた認知症介護に関わる専門的な研修を終了している職員が配置された場合に加算されます。						
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円	240円	360円							
若年性認知症入所者受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症入所者に対して、個別に担当者を定めサービスを提供した場合に加算されます。						
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	400円	600円	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、医師が緊急に入所する事が適当であると判断した場合に7日を限度として加算されます。						
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円	102円	153円	施設が在宅復帰の基準を満たした場合に加算されます。						
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円	102円	153円							
外泊加算	362円	724円	1,086円	外泊された場合6日を限度とし加算されます。						
外泊加算 (在宅サービスを利用する場合)	800円	1,600円	2,400円	外泊時に施設の在宅サービスを利用した場合6日を限度とし加算されます。						
ターミナルケア加算	医師より回復の見込みがないと診断された利用者に対し、家族等の同意を得て、看取りに係る計画のもとにケアを行った場合に加算されます。									
	72円	144円	216円	死亡日以前31日以上45日以下						
	160円	320円	480円	死亡日以前4日以上30日以下						
	910円	1,820円	2,730円	死亡日以前2日以上3日						

		1,900円	3,800円	5,700円	死亡日	
施設サービス費（加算料金）		1割負担	2割負担	3割負担	内 容	
	初期加算（Ⅰ）	60円	120円	180円	定期的に医療機関と連絡調整・連携を行っている場合、入所後30日に限り加算となります。	
	初期加算（Ⅱ）	30円	60円	90円	入所後30日に限り加算となります。	
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円	900円	1,350円	入所者の自宅等を訪問し、退所を念頭においたサービス計画と診療方針を決定した場合に加算されます。	
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円	960円	1,440円		
	試行的退所時指導加算	400円	800円	1,200円	入所者が試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。	
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円	1,000円	1,500円	退所後の主治医に対して診療情報提供をした場合に加算されます。	
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円	500円	750円		
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600円	1,200円	1,800円	居宅介護支援事業所と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に加算されます。	
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400円	800円	1,200円		
	訪問看護指示加算	300円	600円	900円	退所時に施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護の利用が必要であると認めた場合に、1人につき1回を限度として加算されます。	
	退所時栄養情報連携加算	70円	140円	210円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者が他の介護老人保健施設や医療機関に転所するさい、管理栄養士が栄養管理に係る情報を提供した場合に1人につき1回を限度として加算されます。	
	再入所時栄養連携加算	200円	400円	600円	医療機関に入院、再入所した際に厚生労働大臣が定める特別食を継続して提供する必要がある方に対して1人につき1回を限度として加算されます。	
	栄養マネジメント強化加算	11円	22円	33円	管理栄養士を配置し個々の栄養状態を把握し、栄養計画を作成しています。	
	経口移行加算	28円	56円	84円	経管栄養から経口栄養に移行するため、計画し開始した場合に加算されます。	
	経口維持加算	経口維持加算（Ⅰ）	400円	800円	1,200円	歯科医師の指示に基づき、経口による食事摂取を進めるための栄養管理、経口による食事の摂取を継続して行うための管理。または、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合に加算されます。
		経口維持加算（Ⅱ）	100円	200円	300円	
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円	180円	270円		
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円	220円	330円		
	療養食加算	6円	12円	18円	医師の指示に基づく療養食を提供する場合に、1日3回を限度に算定となります。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円	280円	420円	指定の研修を受けている施設医師又は薬剤師が服用薬剤の総合的評価を行い、かかりつけ医と連携し状況に応じて処方内容を変更した場合に加算されます。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円	140円	210円		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円	480円	720円	上記（イ又はロ）の要件に加え、服薬情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円	200円	300円	6種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、かかりつけ医と施設医師が連携して1種類以上減薬した場合に加算されます。	
	所定疾患施設療養費（Ⅰ） （1月1回7日を限度）	239円	478円	717円	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、 <b>蜂窩織炎</b> 、慢性心不全で、投薬、検査、注射、処置などを行った場合に加算されます。	
	所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1月1回10日を限度）	480円	960円	1,440円		
	緊急時施設療養費 （緊急時治療管理） （1月1回3日を限度）	518円	1,036円	1,554円	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円	6円	9円	褥瘡ケア計画を作成し、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合に加算されます。		
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円	26円	39円	上記（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡発生リスクがある入所者等に褥瘡の発生がない場合に加算されます。		

安全対策体制加算	20円	40円	60円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されています。
----------	-----	-----	-----	--

施設サービス費（加算料金）	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10円	20円	30円
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円	30円	45円	上記（Ⅰ）に加え、排尿・排便の状態が改善した場合で入所時に留置されていた方が尿道カテーテルを抜去した場合やおむつ使用からおむつ使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円	40円	60円	上記（Ⅰ）に加え、排尿・排便の状態が改善した場合でおむつ使用からおむつ使用なしに改善している場合、または入所時に尿道カテーテルが留置されていた方が抜去した場合に加算されます。
自立支援促進加算	300円	600円	900円	医師が医学的評価を入所時に行い、支援計画等の策定に参加し、定期的に見直しを行い、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円	80円	120円	入所者のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円	120円	180円	上記（Ⅰ）の要件に加え、疾病の状況や服薬状況等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円	20円	30円	新興感染症の流行に備え対応策と策定するとともに、協力医療機関と連携を行い新興感染症の蔓延に備えます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円	10円	15円	3年間に1回以上新興感染症が施設内で発生した際に、医療機関から感染制御に係る情報提供、指導を受けた場合に加算されます。
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100円	200円	300円	入所者の病状が急激に変化した場合に備え、協力医療機関との相談・診察・入院の受け入れ体制を構築します。また、年に1回以上協力医療機関と急変時の対応などを協議します。
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5円	10円	15円	
新興感染症等施設療養費	240円	480円	720円	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で療養を行った際に加算されます。※新興感染症の種類についてはパンデミック発生時に厚生労働省から指定されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円	200円	300円	下記の要件に加え、業務改善の成果が厚生労働省に認められた際に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円	20円	30円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善の効果等を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金と加算料金の合計に <b>3.9%</b> が加算されます。※令和6年5月31日まで			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金と加算料金の合計に <b>2.1%</b> が加算されます。※令和6年5月31日まで			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金と加算料金の合計に <b>0.8%</b> が加算されます。※令和6年5月31日まで			

<文書料一覧表>

（消費税抜き）

身体障害者診断書・意見書	5,000円	入所証明書	300円
補装具費支給（購入・修理）意見書	5,000円	通所証明書	300円
成年後見制度にかかる診断書	8,000円	死亡診断書	3,000円

※その他の診断書、証明書についてはご相談下さい。

## 2. その他の利用料（介護保険給付以外）

サービスの種類		自己負担額	内 容
居住費	従来型個室	1,668 円/日	リハビリタウンくじに入所した場合。
	ユニット型個室	2,006 円/日	リハビリタウンくじユニット館に入所した場合。
食 費		1,445 円/日	※1) 市町村より負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額が1日にお支払いいただく限度額となります。
特別個室料	従来型個室	100 円/日	希望により、洗面台付きの個室を利用された場合。 <b>(本館3階西・北ユニット)</b>
	ユニット型個室	300 円/日	希望により、居室床面積が広い(14㎡以上)トイレ・洗面台付きの個室を利用された場合。 <b>(新館2階居室)</b>
特別な食事代		500 円/回	通常の食事以外に特別な食事を選択された場合。
日用品費		150 円/日	石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュ等、施設で用意するものをご利用いただく場合。
教養娯楽費		150 円/日	ユニット活動や新聞、雑誌等、施設で用意するものをご利用いただいた場合。

サービスの種類		自己負担額	内 容
理美容代		2,600 円/回	毎月2回、市内の床屋が来所し散髪等を行います。 (白髪染め等は別料金)
洗濯代		1枚20 円～ 1,000 円	私物の洗濯を施設に依頼された場合。 (※施設内のコインランドリーも使用可能)
電気使用料	テレビ	50 円/日	家電製品を持ち込み使用した場合の電気代。
	冷蔵庫	50 円/日	
	その他持込	30 円/日	
テレビ貸出し料金		30 円/日	居室用に施設からテレビを借りた場合。
電話代		通話分	居室から電話を使用した場合。
行事費		実 費	ショッピングや旅行、観劇等の費用など参加された場合。
文書作成料		300 円～8,000 円	診断書や証明書等を作成した場合。 (下段、文書料一覧表をご覧ください。)
予防接種代		各市町村の 自己負担分	インフルエンザ予防接種を希望された場合。

※1) 負担限度額認定は、所得などの状況から第1段階～第4段階に分けられ、国が定める第1段階～第3段階の利用者は下記の表のとおり負担軽減策が設けられています。

<利用者負担額一覧表（1日あたりの自己負担限度額）>

【従来型個室の場合】

従来型施設全室対象

	居住費	食費
第1段階	490円	300円
第2段階	490円	390円

【ユニット型個室の場合】

ユニット館全室対象

	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円

第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円
第4段階	上記利用料金表のとおり	

第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円
第4段階	上記利用料金表のとおり	